

**令和5年度 第3回
青森市障がい者自立支援協議会資料**

日時：令和5年11月14日（火）10時～

場所：青森市総合福祉センター 2階 大集会室

◆ 目 次 ◆

- 基幹相談支援センター機能の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 福祉に関するアンケート調査結果について・・・・・・・・・・・・ P 3
- 障がい児部会活動報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 相談支援部会活動報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 令和5年度第2回青森市障がい者自立支援協議会議事要旨・・・・ P 8

基幹相談支援センター機能の充実について

1 青森市障がい者自立支援協議会から提出された提言

【R3.2月：青森市障がい者自立支援協議会からの提言】

- (1) 相談支援事業所間の連携強化
 - ①委託相談支援事業所を中心とした圏域化の取組、②相談支援事業所間の役割の共有
- (2) 相談支援体制の強化
 - ・「基幹相談支援センター」機能の充実に向けた検討
(青森市の実情に応じた「基幹相談支援センター」機能の整備を目指す)
- (3) 委託相談支援事業所及び特定相談事業所の機能強化
 - ・委託相談支援事業所 ・特定相談支援事業所間のケース引継の体制確保

2 提言を踏まえたアクション

(1) 相談支援事業所間の連携強化

①委託相談支援事業所を中心とした圏域化の取組

R3. 8月	R4	R5
【34事業所を5圏域に分ける】 ・それぞれの圏域でケース検討を実施	【36事業所を5圏域に分ける】 ・それぞれの圏域でケース検討を実施 (5圏域合わせて57回実施)	【39事業所を5圏域に分ける】 ・R5もR4に引き続き実施予定

②相談支援事業所間の役割の共有

R3. 8月	R4	R5
【相談支援事業所連絡会議&事例検討の開催】 (1)前年度の委託相談の実績(委託相談の役割の周知)…1回(12回を含む。) (2)圏域内でのケース検討内容情報共有&勉強会…年12回	【相談支援事業所連絡会議&事例検討の開催】 (1)前年度の委託相談の実績(委託相談の役割の周知)…1回(12回を含む。) (2)特定課題についての勉強会…年6回(※ケース検討は①に委ねる)	【相談支援事業所連絡会議&事例検討の開催】 ・R5もR4に引き続き実施予定

③特定相談支援事業所への委託相談支援事業所の後方支援の実施

R3. 2月	R4	R5
【困難ケースへの委託相談支援事業所の助言・同行】 ・22人に対し、延165回	【困難ケースへの委託相談支援事業所の助言・同行】 ・24人に対し、延226回	【困難ケースへの委託相談支援事業所の助言・同行】 ・R5もR4に引き続き実施予定

(2) 相談支援体制の強化

- ・「基幹相談支援センター」の機能の充実に向けた検討

R3. 2月	R4	R5
— 内部での検討 —	障がい者支援課内に『基幹相談支援チーム』を設置	

(3) 委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所の機能強化

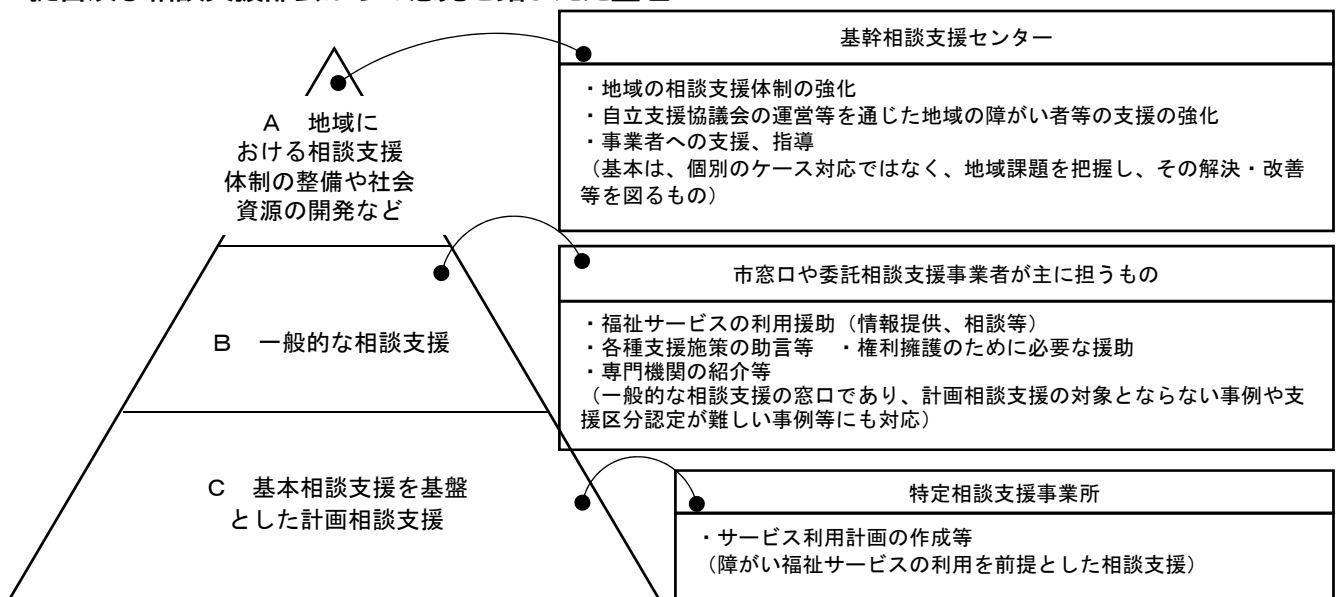
- ・委託相談支援事業所・特定相談支援事業所間のケース引継の体制確保

R3. 2月	
— 役割・ルールの整理 — ※提言書の中のイメージ図に掲載し、全事業者に周知	周知以降：報酬に結び付かない長期の相談は委託相談支援事業所へ引き継ぐ ・・・課題で惹起された苦情が減少・・・

3 相談支援部会(R4. 5.18)からの意見

- (1) 当事者がわかりやすいように、相談支援体制をシンプルに整理する必要がある。(三階層で整理)
- (2) 基幹相談支援センターは、国の動向を見定めつつ設置については検討し、その機能については、実際直接的な支援を行う相談支援事業所に対しての後方支援機能の充実を検討する。
- (3) 上記の検討を進める中で、本人の意思をどのようにくみ取っていくのかという「意思決定支援」の強化も考えて行く必要がある。
- (4) 相談支援専門員の基礎資格については社会福祉士、精神保健福祉士など多岐にわたり、障がい種別により得意、不得意がある。質の向上の一つとして、そのばらつきを標準化していく必要がある。

4 提言及び相談支援部会からの意見を踏まえた整理



- 本市における基幹相談支援センター機能としては、個別のケースへの相談業務も行うが、相談支援体制の強化、相談支援事業所を含む関係機関同士の連携強化、各事業所において対応がうまくいかない場合のサポート等の後方支援機能に重きを置くことを想定。
- 各種団体が実施する「意思決定支援」に関する研修会の周知等を通じ、相談支援事業者へ「意思決定支援」の重要性について周知を図っていく。
- 引き続き、圏域会議等の場を通じて、質の向上を図っていく。

◇ 残された課題 ◇

- a 地域の事業所において相談支援の経験値にばらつきがある
…障がい種別を問わずに対応できる等、相談支援体制の質的充実がもたえられる。
- b 圏域毎にケース検討等を実施しているが、その取り組みの差の解消
- c 複雑な課題があるケースへの「基幹相談支援センター」としての介入
…三世代の障がい者世帯で過去に虐待の経過があるケースなど

R6. 4.1 から
基幹相談支援センター設置について努力義務化

総合相談・専門的な相談に対応できる相談体制の強化

⇒令和 6 年度 基幹相談支援センター設置(体制強化)について調整中

- 委託相談支援事業所、特定相談支援事業所等と協働し、“**民間と力を合わせる**” ことにより体制強化を図っていく。

福祉に関するアンケート（令和5年10月実施）の調査結果

（令和5年10月末時点）

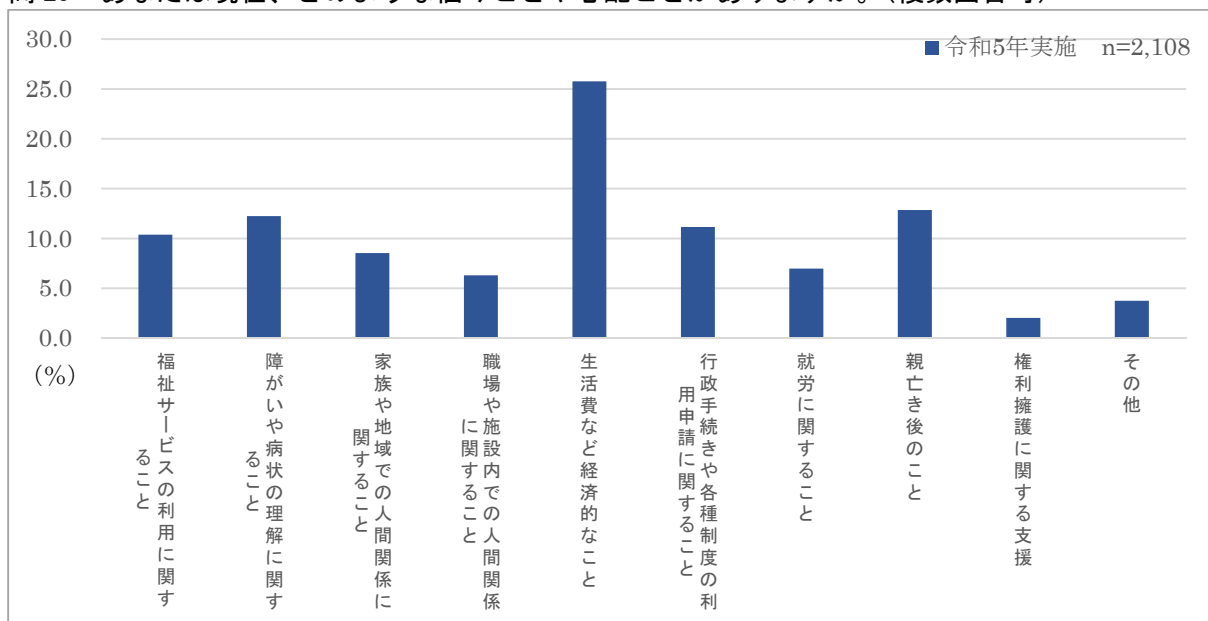
【概要】

「青森市障がい（児）福祉計画」策定のため、障がいのあるかたの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識や意向などを把握するため、障がい者手帳をお持ちのかた 2,500 人を対象にアンケート調査を実施したものを。

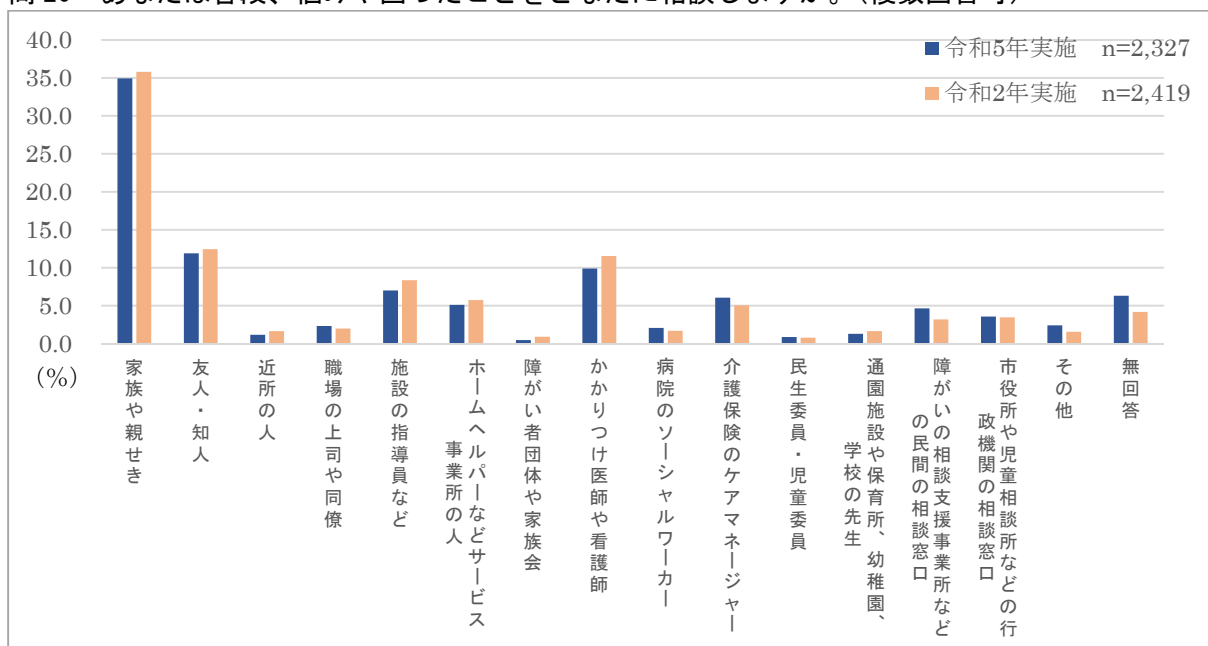
以下、アンケートの項目を抜粋。

■相談相手について

問 25 あなたは現在、どのような悩みごとや心配ごとがありますか。（複数回答可）

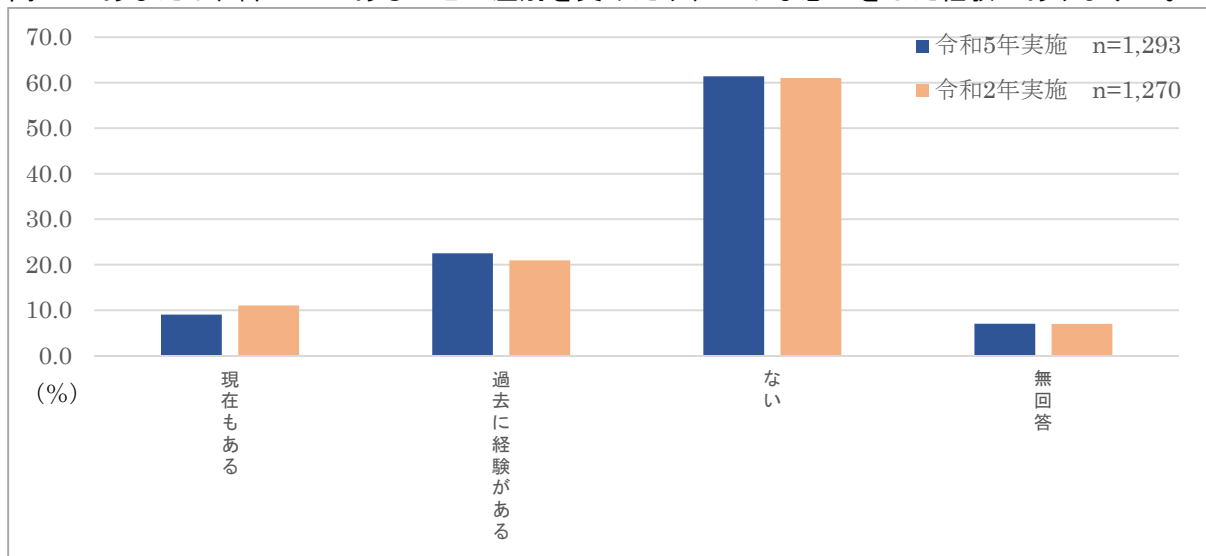


問 26 あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（複数回答可）

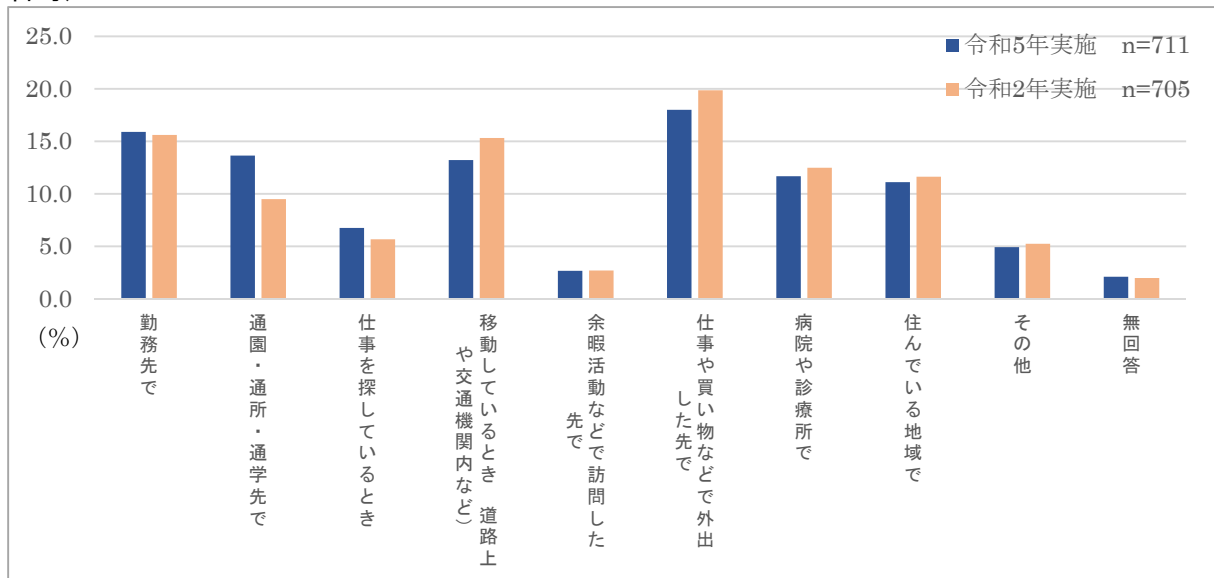


■権利擁護について

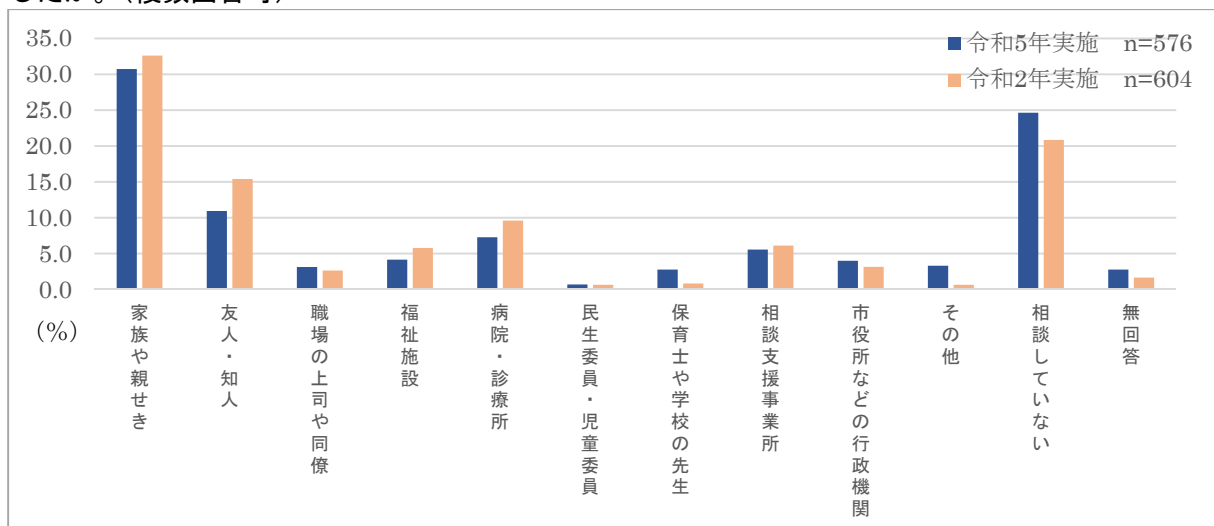
問 28 あなたは、障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをした経験がありますか。



問 28-2 あなたは、どのようなとき・場所で差別を受けたり、いやな思いをしましたか。(複数回答可)



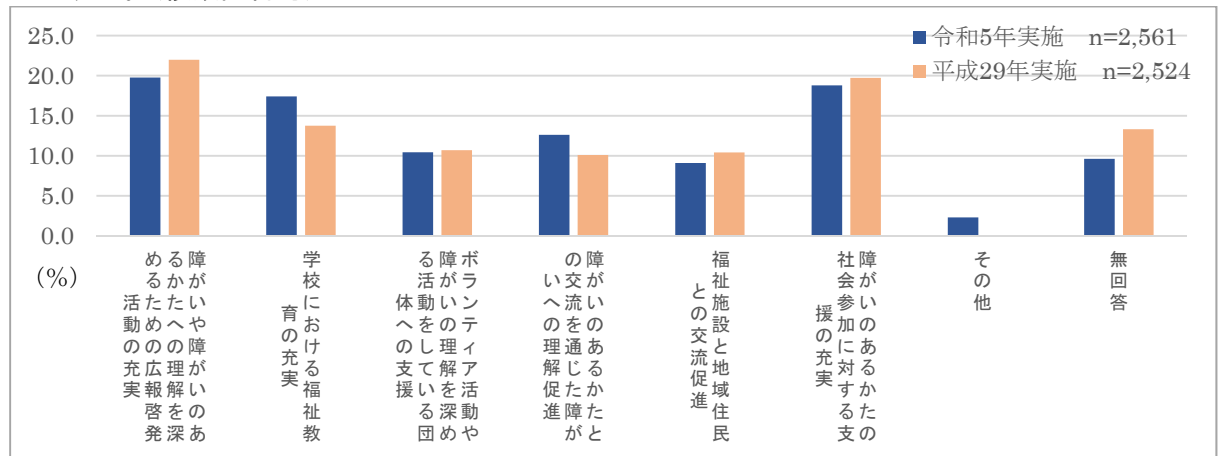
問 28-3 あなたは、障がいがあることで差別を受けたり、いやな思いをした際にどこに相談しましたか。(複数回答可)



問 29 障がいのあるかたへの差別をなくすために、障がいや障がいのあるかたに対する理解啓発が今以上に進むとよいとあなたが思う先はどこですか。(複数回答可)

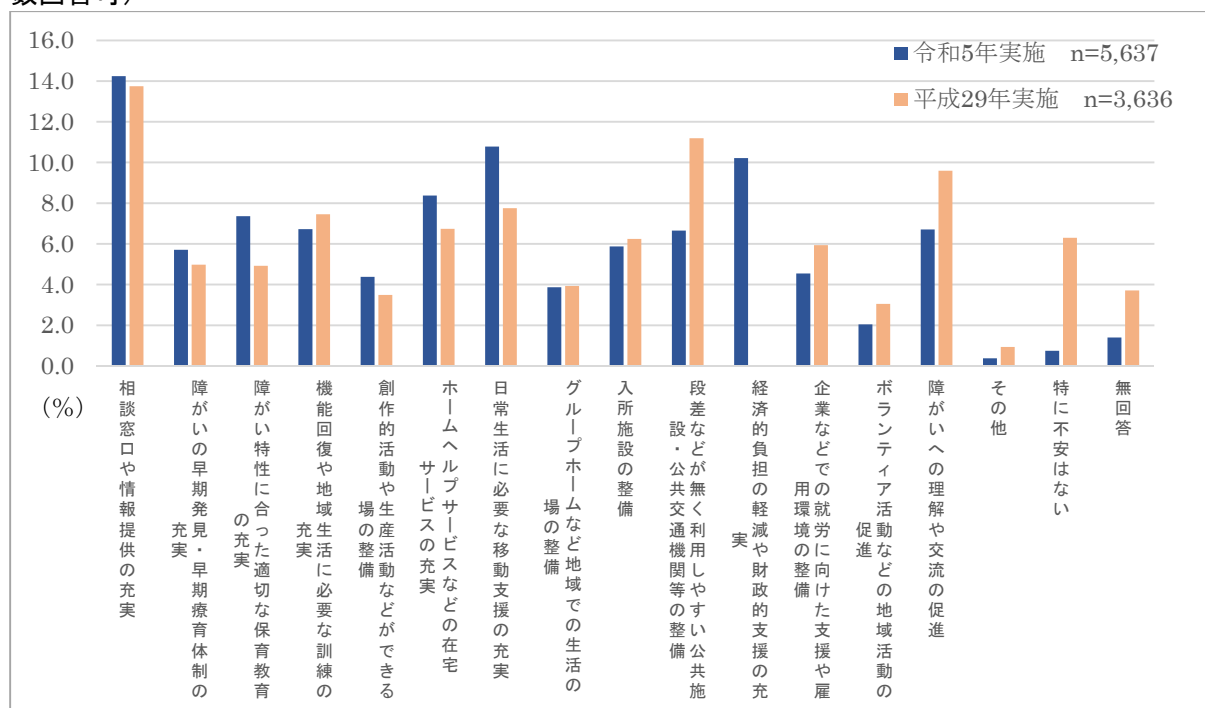


問 31 あなたは障がいや障がいのあるかたへの理解を深めるためにどういった取組が必要だと思いますか。(複数回答可)



■地域で自立した生活について

問 40 障がいのあるかたが地域で自立して生活を送るために、重要だと思うことは何ですか。(複数回答可)



令和5年度 第3回 青森市障がい者自立支援協議会
障がい児部会活動報告 「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」について

日時・場所	令和5年10月19日（火）13:00～16:30 青森市福祉増進センター3階 大会議室、中会議室
参加者	<p>【協議会委員】 （部会所属委員）谷川座長、船水委員、田中委員、常田委員</p> <p>【事務局】 障がい者支援課5名、子育て支援課1名、あおもり親子はぐくみプラザ4名、教育委員会事務局4名、平内町1名、今別町1名、外ヶ浜町1名、蓬田村1名</p>
開催内容	<p>【第一部】 令和5年度第2回青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場 ○調査報告及び支援に関する意見交換</p> <p>【第二部】 青森圏域医療的ケア児支援のためのセミナー ○講演 「青森県における医療的ケア児支援の現状と課題について」 講師 青森県小児在宅支援センター センター長 網塚 貴介 氏 「青森圏域医療的ケア児等コーディネーターの取組について」 講師 青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー 成田 豊 氏</p> <p>○行政説明 「医療的ケア児受入れ可能サービスの現状について」青森市障がい者支援課 「短期入所施設開設促進事業について」 青森県障害福祉課</p>
部会の概要	<p>第一部では、あおもり親子はぐくみプラザから調査報告があった13名の医療的ケア児について、出席委員と事務局との意見交換が行われた。</p> <p>第二部では、医療的ケア児の受入サービス拡充を図るため、障害者サービス事業所などを参集し、普及啓発セミナーを開催し、講演や行政説明が行われた。</p>
今後について	引き続き、医療的ケア児への支援充実を図るため、協議の場を通じて、活発な意見や取組を行っていく。

令和5年度 青森市障がい者自立支援協議会
第1回 相談支援部会 活動報告書

日時・場所	令和5年10月31日(火) 10:00~11:15 青森市総合福祉センター2階 ふれあいの館 大会議室
参加者	【協議会委員】 参加：中村会長、谷川委員、佐藤委員、長谷川委員、高杉委員、粕谷委員 欠席：高橋委員 【事務局】障がい者支援課 2名 斎藤主幹、竹内主査
検討事項	基幹相談支援センター機能の充実について
主な意見	<p>事務局より、提言を踏まえた取組、提言及びこれまでの相談支援部会からの意見を踏まえた整理の今後の方向性(案)について資料を用いて説明し、委員からは以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業所等は業務が多忙で一つ一つのケースをきめ細やかに対応するのが難しい状況である。基幹相談支援センターにおける後方支援だけではなく、自立支援協議会において地域課題解消のための取組も示されていることから、自立支援協議会の内容も検討していただきたい。 ○ 個別の困りごとが集まり、それが地域の課題となり、地域の課題を解消するための取組を担うのが基幹相談支援センターの役割だと思う。 ○ 「基幹相談支援センターを設置しよう」という市の意欲を踏まえて、地域の相談支援事業所と一丸になって基幹相談支援センターを育ててほしいと思う。 ○ これまでの圏域化等の取組等のプロセスの延長線上で、地域の実情を踏まえて、青森市として基幹相談支援センター設置を考えていくことでいいと思うが、今後進めていくに当たっては、国の動きも注視しながら考えていかなければならないと考える。 <p>また、地域課題について見えない部分をどれだけ見える化して掘り下げていくかも基幹相談支援センターの重要な取組であると思う。</p>
意見集約	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置は進めていただきたい。 ○設置や設置後の運営においては、地域との協力関係を構築して進めていく必要がある。
今後について	引き続き、部会において基幹相談支援センター機能の強化について協議を行っていく。

令和5年度第2回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨

日 時 令和5年8月18日(金)10:00～12:00

場 所 青森市総合福祉センター2階 ふれあいの館 大会議室

出席者 (委員)中村委員、田中委員、常田委員、佐藤委員、粕谷委員、平野委員、
中野委員、對馬委員、藤川委員、狭間委員、野呂委員、阿保委員、
谷川委員(13名)

(欠席)高橋委員、長谷川委員、加藤委員、西脇委員、高杉委員、船水委員、
小山田委員(7名)

(事務局)障がい者支援課 竹谷課長、山口主幹、赤平主幹、斎藤主幹、渡邊主幹、竹内
主査、佐藤主事(7名)

(委託相談支援事業所)医療法人三良会 指定相談支援事業所青森中央 西村管理者、
社会福祉法人愛心福祉会やましろ 藤本氏、社会福祉法人虹 地域活動支援
センター八甲 萱森管理者、医療法人芙蓉会 地域活動支援センターすばる
飯塚管理者、社会福祉法人青森市社会福祉協議会浪岡支部指定相談支援
事業所ほたる 常田管理者(5名)

1 開会

2 課長挨拶

3 報告事項

(1)青森市障害者相談支援事業活動報告

＜青森市障害者相談支援事業を受託する事業者から、「配布資料 令和5年度第2回青森市
障がい者自立支援協議会資料」により報告＞

4 各部会での協議及び各部会からの活動報告

※ 各部会での協議後、協議内容を部会リーダー等から報告

【みんなの未来部会】

(委員)今回の部会では、福祉の現場の人材不足について話し合いを行った。

当事者の視点からは、障がいについて知っていただく機会が少ない、周知不足というところもあるため、まず自分たちのことを知ってもらうことが大事なのではないかという話があった。

また、福祉の専門職として福祉人材不足を解消するために求めることは、福祉教育は高齢分野での福祉教育が多いため小中高と障がい分野の福祉教育も取り組んでいければ良いのではないか。大学生は、実習生などで関わる機会もあるが、その下の年代については、あまり関わる機会がないため、小中高校生を対象とした出前講座等をこの部会でいながら福祉教育、人材育成を若い

年代から行っていけば良いのではないかという意見が出された。

加えて、障害福祉を知ってもらうための機会を増やしたり、障がいの現場で働いているスタッフについても、障がいの基本的な支援について共通認識をもって働くことで、継続して働いていける環境が整い人材の確保もされるのではないかという意見があった。

【就労支援部会】

(委員) 令和6年から法改正により、就労選択支援事業が創設される。具体的には、働きたいと思っている方がどのレベルで働けるか、現在働く先でいうと一般企業、就労継続A型事業所、B型事業所という選択肢が出てくるが、その行き先を選択するために作業する能力の調査を選択支援事業で計っていこうというサービスが新たに始まる。

実施自体は、令和7年12月に実施される予定だが、令和7年の4月にずれこむ可能性もあるとの話が出ている。そういった中で、調査を行う人材がまだ育っていない。その仕組みがまだ出来上がっていない中で、令和6年に法律が改正となり、それを理解しながら一年間でどこまでできるのかということが非常に疑義の残る部分である。制度だけが形がい化して中身のないものになってしまうのではないかという不安もある。それをどのようにして防ぐかということは今のうちから知っている情報を共有し勉強会を開いていけば良いのではないかと思うため、就労支援部会が主導してこの勉強会を開いていけば少しでも底上げになるのではないかという議論が行われた。

【障がい児部会】

(委員) 令和5年6月8日に、障がい児部会の活動として、「令和5年度第1回青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」を開催した。

事務局から、「報告事項」として、令和5年5月末時点での医療的ケア児の統計情報について報告があったのち、今年度の取組について、障がい者支援課、子育て支援課、あおもり親子はぐくみプラザ、教育委員会事務局学務課、指導課から説明があった。その後行われた「調査報告及び意見交換」では、あおもり親子はぐくみプラザから8名の医療的ケア児の調査報告があり、出席委員と事務局との意見交換が行われた。

障がい児部会においては、引き続き、医療的ケア児の現状把握を進めるとともに、協議の場を通じて、活発な意見交換を行っていきたいと考えている。

5 閉会(12:00)

